

平成25年9月橋本市議会定例会会議録（第6号）その2
平成25年9月20日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。

議員 上田君ほか17人から、平成25年9月9日付をもって議案1件が、同じく総務委員会委員長 岡君から、平成25年9月13日付をもって議案2件が、同じく文教厚生委員会委員長 松本君から、平成25年9月18日付をもって議案1件が提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番 松浦君、4番 楠本君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成24年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第15 認定第14号 平成24年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの14件

○議長（石橋英和君）日程第2 認定第1号 平成24年度橋本市一般会計決算の認定につい

て から、日程第15 認定第14号 平成24年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの14件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成24年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第16 議案第10号 橋本市岡潔顕彰基金条例について

○議長（石橋英和君）日程第16 議案第10号 橋本市岡潔顕彰基金条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）おはようございます。

それでは、総務委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託された議案第10号 橋本市岡潔顕彰基金条例について を審査するため、9月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第10号は、昭和35年に文化勲章を受章され、昭和36年に本市の名誉市民となった世界的数学者である岡潔氏の顕彰事業を推進するため、岡潔顕彰基金を設置するものである。

委員から、奨学金などに本基金を充てる計画はあるかとのただしがあり、岡潔記念館の建設など「顕彰事業に要する費用に充当する」との基金の設置目的に沿って寄附金を募るため、目的どおり支出し、使途を明確にする必要がある。実際の基金の運用については、まずは記念館建設費用に充てたいと考えており、奨学金その他については今後検討したいとの答弁がありました。

記念館を建設する必要性について ただしがあり、関係資料を展示するなど、偉人・岡潔氏を後世に引き継ぐためのシンボリックな施設として記念館の建設が必要と考えている。また、杉村公園とあわせて整備を行い、郷土資料館・松林荘と一体活用を図ることで、施設相互の魅力向上にもつながると考えているとの答弁がありました。

記念館の施設規模及び建設費の財源について ただしがあり、施設規模は決定していないが、記念館の建設は旧岡潔邸(延床面積約80㎡)の復元計画が発端となっているため、100㎡前後が一つの基準になると考えている。建設費の財源については、杉村公園の整備とあわせて整備することで社会資本整備総合交付金の活用が可能となり、残りに基金を充当することになるとの答弁がありました。

記念館の建設に限定して寄附金を募るのかとのただしがあり、記念館の建設が大きな要素ではあるが、基金の目的どおり顕彰事業に要する費用に充てるため寄附金を募ることになる。岡潔数学WAVEと協力しながら顕彰事業に取り組みたいとの答弁がありました。

基金の積み立て目標額を設定しないとしているが、明確な運用計画を示すため、記念館

の建設にあたり、国の補助を差し引いた残りに対する市の持ち出し可能額をあらかじめ設定し、基金の積み立て目標額を設定すべきであるとの意見がありました。

以上です。議員皆さまのご賛同のほど、よろしくお願いたします。

○議長(石橋英和君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 中西君。

○8番(中西峰雄君)委員長報告をお聞きいたしまして、委員長にお尋ねいたしたいと思ひます。

この顕彰事業の中で、記念館を建設されるということは出ておるんですけども、岡潔数学WAVEと連携しながら顕彰事業に取り組んでいくというようなことなんですが、岡潔さんの顕彰事業として、継続的に本市がこの岡潔氏の偉大な功績を引き継いでやっていくためには、継続的な取り組みの計画というものが必要だと思うんですけども、具体的に今顕彰事業として挙げられているのは、この建設事業だけでして、具体的なそういう継続的な取り組みというのは全く示されなかったんでしょうか。

○議長(石橋英和君)21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君)ご質問にお答えいたします。

そのことを、ご質問内容については、委員のほうからも質問がありまして、実際、今現状のままでは建設がゴールになって、その間の中のソフトが全くないんじゃないかと。顕彰事業というのは、最終的に間にあるソフトも非常に大事であり、そしてその結果、記念館につながるものでなければ記念館を建設しても周知できないし、全く建設事業というものに対しても結果を生み出せないんじゃないかと。つまり、この顕彰事業を始めるにあた

り、その建設だけではなくて、やはりその間の過程、例えば、委員からも一つの例として、岡潔先生の名前をつけた数学の全国大会を本市で開くなど、そういった形で市民以外にも周知して行ってこそ、この建設、最終的な建設が成功するのではないかという意見がありました。

今おただしのとおり、間にあるソフト、それについては、来年度立ち上がります顕彰委員会なり何なりの形で立ち上がる委員会において、中身についても十分議論していただきたいとの指摘がありました。

以上です。

○議長（石橋英和君） 8番 中西君。

○8番（中西峰雄君） 顕彰事業の、私も思いますのは、岡潔さんのいろいろと寄せられております資料等につきまして、展示と申しますか、広くご覧いただく場所は必要であろうというふうに考えておりますけれども、より重要なことは、本市が継続的に、この数学という研究者である岡潔さんを生み出した、この橋本市が、本市独自の継続的な数学あるいは学問に対する取り組みを進めていくことのほうが、もっと大事であろうというふうに思っております。

その中で、要するに継続的にそういう事業をしていくにいたしましても、何らかの財源がなければなかなか難しい。例えば、毎年そういうシンポジウムを開くにいたしましても、それから広く教育的に数学の講座を開くにいたしましても、原資が必要になってくるわけで、その原資をどう確保していくのかということも、この中では述べられておりませんし、具体的にそういうことについて一切触れていないというのは、誠に残念なことだなどというふうに思っております。

その中で、基金条例ですけれども、顕彰事業という名称よりは記念館建設事業と呼んだほ

うがいいんじゃないかなというふうな印象もあるわけですが、本当に当局のほうから、具体的にそういう建設事業以外の話はなかったんでしょうか。再度確認になりますが、よろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君） 21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君） ご質問にお答えいたします。

当局のほうから、具体的にこの顕彰基金を建設以外のものに対して使っていくという具体的な案は示されませんでした。

ただ、その中で、委員のほうからも質問が多岐にわたりあったんですけども、その中で、記念館にこだわる必要があるのかと。多くの人に関心を持ってもらえるものになるのか。あと、基金の目標額はいくらなのかといった趣旨の質問がありまして、その中で、今議員おっしゃるお話のように、目標額を設定しないと、やはりその財政が組めないんじゃないかと。例えば、10万円しか集まれへんかったら、残りの分は全部市が持ち出しするのかと。そういったことではちょっとおかしいんじゃないかと。やはり、基金の設定目標を設定して、市の持ち出し分はこれだけで済みますというのはあらかじめやっておかないと、それはできないということと、あと、具体案については、先ほどお話をさせていただきました、来年から実行委員会を立ち上げるというお話でしたので、その具体的な内容、つまり建設以外の内容については、来年の実行委員会等で十分議論していきたいというお話でした。

以上です。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1 番 松浦君。

〔1 番（松浦健次君）登壇〕

○1 番（松浦健次君）私は、本条例に賛成の立場から討論いたします。

岡先生というのは、私は大数学者という話だけしか知らなかったんですけども、少し勉強させてもらいましたら、岡先生は憲法学者ではないにもかかわらず、終戦後、憲法憲法と、この憲法が一番大事やと、すばらしいのができたと、まるで憲法を神のようにあがめ奉っていた日本の風潮があります。そういう中で岡先生は、憲法は自由と平等はあるが博愛がないと。情や情け、情愛がない、そういう本質をやっぱり見抜いておられたというのは、すごいお方やなど。また、憲法は俺が好き勝手にやってなぜ悪いと、そういう憲法なんだという、その現行憲法の本質的な欠陥を見抜いていたというのはすごいなということで、私は非常に高く評価しております。

どれぐらいすごい人かということ、あまり皆さん、私ももちろんですけども、わからないので、『人間の建設』という小林秀雄さんと岡潔先生の対談があるんですけども、これを読みましたら、大阪生まれ、日本数学史上最大の数学者、多変数解析関数論において世界中の数学者が挫折した「三つの大問題」を一人ですべて解決した、そういうお方らしいです。

ここで、茂木健一郎という人が書評を書いているんですけども、小林秀雄さんと岡先生との対談、「有り体にいえば雑談である。しかし並の雑談ではない。文系的頭脳の歴史的天才と理系的頭脳の歴史的天才による雑談である。学問、芸術、酒、現代数学、アインシュタイン、俳句、素読、本居宣長、ドストエフスキー、ゴッホ、非ユークリッド幾何学、三角関数、プラトン、理性など主題は激しく転回する。そして、その全ての言葉は示唆と普

遍性に富む。日本史上最も知的な雑談であるといえるだろう。」と、こういうふうに書いておられるんですけども、岡先生のお話というのは、茂木先生の言葉であれば「示唆と普遍性に富む」と。どういうことかといいますと、人間社会あるいは自然現象の中で、どこでも通用する思想だと。普遍的な思想だということで紹介しておられます。

だから、こういうすごいお方を輩出した橋本市は、いろんな面で思想等も広めていけば、岡先生のお話に触れたいと、あるいはその思想によって大きく触発されて、心に火をつけられて頑張る人、いろんな方が出てこられると思います。

したがって、記念館の建設、これも吉田松陰の松下村塾を見たらわかりますけれども、ここであの維新を、回天を遂げた人々が育ったんだなと。その息吹というか、いろんなものを感じて夢を大きく膨らませる。そして、大きな志を持って育ったというようなことを、日本の今指導者となっておられる方々が、あそこへ行って触発されたということをよく話しておられるので、そういうことから考えても、岡先生の住んでおられたお家を、全部利用できないというお話でしたけれども、利用できるのはいろいろ利用させてもらって、それを見た人が、あの世界的大数学者がここから生まれたのかと、ここで勉強したのかと、ここで思想を培ったのかと、そういういろんな考え、あるいはイメージを膨らませていただいて、日本国民の隆盛につなげられるような大きな可能性もあると私は思いますので、大いに基本条例を賛成していただきたいと思っています。

それで、今から細かいことをごちゃごちゃ言うよりも、本質的にはそういうものをつくるんだということで、内容はおのずから、これからいろんな有識者の方が検討してくださ

るので、衆知を集めて内容をつくっていけばいい話で、今からこれ整ってない、あれ整ってないというのは、私は間違いだと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市岡潔顕彰基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 市道路線の認定について

○議長（石橋英和君）日程第17 議案第18号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 7番 山田君。

〔7番（山田哲弥君）登壇〕

○7番（山田哲弥君）それでは、委員長報告を行います。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託された議案第18号 市道路線の認定について を審査するため、9月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

民間事業者により建設された道路であり、本市が帰属を受ける市脇区内3号線を新たに市道として認定するものであり、委員会はさきに現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

た。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（石橋英和君）日程第18 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）それでは、文教厚生委員会の報告を行わせていただきます。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託された議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、9月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第21号は、高野口こども園について、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会による施設の運営実績等を評価した結果、引き続き同法人を指定管理者とすることが適当との結論により、平成26年4月から31年3月までの5年間指定するものである。

委員から、指定管理者の再指定に関し、第三者による評価は必要でなかったのかとのただしがあり、市が定める指定管理者制度運用指針には第三者による評価を規定していない。また、保護者アンケートに基づく評価、市職員による現地調査及び評価項目に基づく評価、財務状況の評価により、同法人の再指定が適当との判断に至ったため、第三者による評価は実施していないとの答弁がありました。

市の評価で「一部できている」のb評価となった項目の改善対策についてただしがあり、毎年評価を実施しており、改善すべき点は文書で法人に通知している。法人からは改善方法、改善結果の報告を受け、最終、現地調査により確認しているとの答弁がありました。

指定管理者の再指定の是非を協議する際、よりすぐれた法人の新規参入を検討する必要性はないかとのただしがあり、運営法人が変われば保育方針、運営方法、職員体制などが変わり、子どもへの影響が大きいことから、運営の継続性が重要であると考え。ただし、保護者のアンケート結果や市の評価などから、指定管理者の運営内容が好ましくないとの評価になれば、別法人の参入を検討する必要もあるとの答弁がありました。

保護者アンケートにおいて、子どものプライバシー保護に関する評価が平成23年度に比

べ24年度は若干下がった一方で、市の評価では、守秘義務の遵守がa評価となった理由についてただしがあり、市においては、守秘義務に関する項目として、「保育業務で知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持の全職員に対する周知」、「保護者や地域住民からの相談事項等の秘密保持の徹底」について評価し、周知・徹底されているとの評価結果となった。アンケートでの評価が下がった原因については分析していないとの答弁がありました。

保護者意見と行政側の評価に違いが発生するなど、指定管理者の再指定時の評価が適正かどうか疑義が生じた場合、指定管理者制度運用指針に第三者の評価規定がなければ適切に執行されないのではないかとただしがあり、法人に対する市の最終評価判断に確信が持てない場合は、指定管理者制度運用指針に規定はないが、第三者の意見を求めることも必要と考えるとの答弁がありました。

今後も指定管理者の指定継続が想定される中、再指定時には当初指定の際の審査と同様な検討を実施するなど体制を整えるべきではないかとただしがあり、指摘の件については、今後の指定管理者の再指定の際の審査に生かしていきたいとの答弁がありました。

以上、ご報告をいたします。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）議案第21号 公の施設

の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

高野口こども園は、幼保一元化計画の第一番目のこども園です。幼保一元化計画は、幼稚園・保育園の一元化と統廃合、民営化、指定管理者制度で行財政改革、スクラップ・アンド・ビルドの代表です。既に2園のこども園が開所し、2園が平成27年度に開所予定で、一次計画だけでなく二次計画にも踏み込んでいます。

本来、保育という連続性のあるものに、指定管理期間のある指定管理者制度を導入することはふさわしくないと考えます。

以上をもって反対とします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。